

(略)

東京都監査委員	伊 藤 ゆ う
同	伊 藤 こういち
同	茂 垣 之 雄
同	岩 田 喜美枝
同	松 本 正一郎

令和 4 年 1 月 1 6 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、特定非営利活動法人 A が行う施設整備が、住民の生活環境に影響を及ぼすおそれがあり、住民に対する十分な説明や回答等がないにもかかわらず、都が当該整備費の助成をすることは、住民の相互扶助が成り立たなくなるなどとして、当該助成を白紙にし、話し合いの場を再構築することを求めているものと解される。

法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示する必要がある。

本件請求書の記載内容からすると、請求人が白紙を求める都の助成金とは、その助成対象が特定非営利活動法人 A の施設整備工事（以下「本件工事」という。）であることなどから、障害者通所施設等整備費補助要綱（以下「本件要綱」という。）に基づく法人 A に対する都の補助金（以下「本件補助金」という。）であると解される。

本件要綱によると、本件要綱に基づく補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書を都知事宛て提出し、都知事は、補助金の交付申請のあった事業について、適当と認める場合は条件を付して補助金の交付を決定し通知するものとされ、当該補助金は、補助事業が完了した時期に全額を交付するものとされている。

また、都は当該補助金の交付申請を行う事業者に対し、当該申請前の手続として、障害者通所施設等整備費補助対象法人審査委員会設置要領別紙1 法人審査基準（以下「本件審査基準」という。）等に基づき補助の内示をすることとしている。

ところで、事業者による近隣住民への説明について、本件審査基準によれば、「当該土地における各補助申請事業について、地域住民の理解を得られるような対応を適切に行っているか」を審査内容の一項目とし、当該項目の審査基準として「障害福祉サービス事業等及び障害者に対する地域の理解が得られるように努めていること」とし、当該基準の留意事項として「住民の反対がある場合は、住民代表者等と話し合いを通じ問題点の解決を図ること。ただし、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、地域住民の同意を得ることまでを求めるものではない点に留意すること」としている。

これを本件についてみると、所管局によれば、法人Aは本件事業について個別説明を行い、また目黒区とともに住民説明会を6回開催し、住民説明会等で提示された近隣住民からの意見に基づき図面変更等も行っており、説明会開催の確認及び区の意見書等から審査基準を満たしているとして所管局は補助の内示を行ったものである。

上記を鑑みると、請求人の主張は、近隣住民への説明が十分でないと主張するにとどまり、そのことが、本件審査基準に反して、法人Aの地域住民への説明状況の確認を都がしていないこと、また、本件補助金の交付が財務会計法規上、違法・不当であると主張・疎明しているものとは言えず、都の財務会計上の行為の違法性又は不当性について摘示しているものとは認められない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。